

身体拘束と虐待について

平成 24 年 10 月 1 日より、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行された。障害者の人としての尊厳を侵害する「虐待」を禁止し、障害者の権利擁護に資することを目的とした法律である。

虐待には、身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・放棄 放任（ネグレクト）経済的虐待など大きな枠組みがあるが、それぞれについては犯罪に相当する事例もあり、明確に禁止されるべき行為と理解されている。身体的虐待については、障害者に怪我をさせる行為については「傷害」という犯罪であるし、経済的虐待についても詐欺や窃盗と同義である。これらのように、虐待者については犯罪者について、しっかりとした調査に基づき、適切に処理されるべきだが、なかには明確に定義しづらい課題もある。その中の代表的なものの一つが「身体拘束」である。

事業所での活動中に、過度に興奮してしまったり、強いこだわりのために起きた利用者の自傷あるいは他害行為から本人や周囲を守る為に、一時的に身体を押さえつけたり、落ち着くための個室に入ってもらったりといった行動制限を行うことがある。どんな理由があっても行動の自由を支援者が奪う事は、当人への権利侵害であると思われる。しかし、では、どのように本人や周囲の安全を守っていけばよいのだろうか。

身体拘束や行動制限については、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件を検討しなければならないと言われている。「切迫性」については障害者自身又は、他の人たちの生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「非代替性」については身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援や援助の方法がないこと。「一時性」については身体拘束その他の行動制限があくまで一時的に限定されたものであることである。これらの条件を検討したうえで、真にやむをえない場合にのみ適用されるのだが、以上の要件をその場で瞬時に判断することは困難であり、事前にその利用者について、様々な場面、状況を想定した行動支援計画を立て、其れに基づいて実行される必要があるだろう。決して、その場の支援者の気分に基づくものであったり、職員の体制を口実にして行われてよいものではない。

そういった認識を持ちつつも、自身を省みると、必ずしも適切な対応を積み重ねてきたわけではないと告白せざるを得ない。人手が足りないから、場所が狭いからとなにかと理由をつけて、行動を制限してきたことはあったと思う。また、本人のためと思って行ってきたこともあるが、当の本人から明確に意志を確認できたことは少ないし、確認すること自体を怠ったことも少なからずあった。身体拘束は、あくまで本人の尊厳を尊重する立場に立ち、さらに丁寧な準備に基づいて考えていかななくてはならない課題であることを改めて強く認識する。

身体拘束は、原則として行うべきではないという強い意識を持ちつつ、本人の安全などを考慮しやむを得ないと判断した場合にも、最大限に抑制的に行われるものでなければならない。身体拘束はあくまで本人の利益のために行われるべきものであり、そこにいささかでも支援者側の感情や都合が入ってしまえば、たちまち虐待へと変貌してしまう。

利用者の生活の質を高めるといふ本人本位の支援の在り方に思いを至らせながら理解を深め、支援の質を高めていくことが身体拘束をはじめとした障害者の権利を侵害する「支援」に陥る危険性を減らしていくことができるのではないだろうか。